

令和 4 年 第 3 回 臨時 会

松 崎 町 議 会 会 議 録

令和 4 年 5 月 2 6 日 開 会

令和 4 年 5 月 2 6 日 閉 会

松 崎 町 議 会

令和4年第3回

松崎町議会臨時会会議録目次

◎第1号（5月26日）

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
事務局職員出席者	1
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名について	2
会期の決定について	2
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
閉会の宣告	5
署名議員	6

令和4年第3回松崎町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年5月26日（木曜日）午前9時開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 専決処分の承認を求めることについて

（松崎町税条例等の一部を改正する条例）

第 4 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（8名）

1 番	田 中 道 源 君	2 番	鈴 木 茂 孝 君
3 番	小 林 克 己 君	5 番	深 澤 守 君
6 番	武 田 勝 彦 君	7 番	高 柳 孝 博 君
8 番	土 屋 清 武 君	9 番	渡 辺 文 彦 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	深 澤 準 弥 君	副 町 長	木 村 仁 君
総務課長 兼 防災長	齋 藤 聡 君	窓口税務課長	糸 川 成 人 君

事務局職員出席者

議会事務局長	大 場 千 徳	書 記	渡 辺 慶 介
--------	---------	-----	---------

◎開会及び開議の宣言

○議長（渡辺文彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年松崎町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

申し合わせにより議場内で上着をとることを許します。

撮影について申し出がありましたので許可いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります前に傍聴人の方をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴に際しましては、消毒薬による手指の消毒、マスクの着用をお願いいたしますと共に発熱などで体調の優れない方は、傍聴をご遠慮下さいますようお願いいたします。

また、会議中は静粛をお願いいたします。議場における言論に対し、拍手などにより、可否を表明することはできません。その他、議事進行に支障となる行為があった場合は、退席をお願いする場合がありますのでご承知下さい。

以上、傍聴人の方のご協力をお願い申し上げます。

（午前 9時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺文彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において2番、鈴木茂孝君、3番、小林克己君、補欠、5番、深澤守君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（渡辺文彦君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決しました。

◎議案第 46 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 日程第 3、議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（深澤準弥君） 議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例等の一部を改正する条例）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

（窓口税務課長 糸川成人君 提案理由説明）

○議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○議長（渡辺文彦君） 質疑ございませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例等の一部を改正する条例）の件を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（渡辺文彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 日程第4、議案第47号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（深澤準弥君） 議案第47号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

(総務課長 齋藤聡君 提案理由説明)

○議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

○2番（鈴木茂孝君） この人事院勧告ですけれども、これは必ずしも、従わなきゃならないというものじゃないと思うんですけども、それについての見解をお願いいたします。

○総務課長（齋藤聡君） あくまでも、従うという、義務ではございませんが、先程も説明の中で申し上げましたとおり、国に準じて今までもこのような形で変更しておりますので、今回も同様の形で対応させていただきたいと思っております。

○2番（鈴木茂孝君） 職員の方、松崎町の場合、人数が少なく、かなり仕事も忙しい状況であります。

その中で、他のところが下げているから、松崎町も下げるんだよということでは、なかなか職員の方もモチベーションという面でも、ちょっと下がるのかなと思いますので、ここはあえてこのような状況なので、皆さん頑張っていることということで、今回は見送るという選択肢もあると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。町長にお尋ねします。

○町長（深澤準弥君） 非常に職員にとって心強いご意見だと思っております。

ただやはり、世間とのバランスというところも含めまして、やはり人事院勧告については、いわゆる一般企業の給与体系を勘案した中で、国家公務員の給与を変えてくると。国家公務員

の給与と市町村職員の給与、特に町村の職員の給与とは格差が当然ありますけれども、その中で、準じてやらせていただくということで、今回のように下げるときもありますけれども、上げるときもあるもんですから、そちらについては、状況を勘案しながら準じてやらせていただきたいということで、考えさせていただいております。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺文彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（午前9時22分）

◎閉会の宣告

○議長（渡辺文彦君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和4年松崎町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前9時23分）

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

松崎町議会議長

松崎町議会議員

松崎町議会議員